3　基本理念と基本的方針

3 基本理念と基本的方針

（1）基本理念

本市の旅客施設及び周辺道路等におけるバリアフリー化を進めるにあたっては、第５次廿日市市総合計画をはじめとした上位関連計画と調整を図りつつ、これまでに寄せられている市民の意見などを踏まえるとともに、平成16（2004）年に策定された前基本構想の理念・方針を「本市のバリアフリー化を推進するための基本的な考え方」として引き継ぎ、以下に示す基本理念、基本的方針により、市民や公共交通事業者、各種行政機関等と連携し、バリアフリー化の実現をめざします。

■基本理念

重点整備地区を中心とした、「本市のバリアフリー化を推進するための基本的な考え方」として、基本理念及び方針を、次のように設定します

～ だれもが安心・快適に移動できる交通環境づくり ～

近年の急速な高齢化の波は、その勢いを増し、平成27（2015）年には国民の４人に１人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予想されています。

本市の高齢化率は、全国や広島県平均よりも下まわるものの、全国と同様に上昇傾向にあり高齢化が進んでいます。

また、「ノーマライゼーション」、さらには「ユニバーサルデザイン」という理念が社会へ浸透してきたことから、障がいを持つ人々が、障がいのない人々と同じように活動でき、あらゆるサービスを同じように受けることができるように配慮していくことが強く求められています。

このため、高齢者や障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することは、本市においても急務といえます。

さらに、こうした時代背景・社会背景のもと、移動等円滑化（施設及び経路のバリアフリー化）は、これからのまちづくりに欠くことのできない重要事項であるという認識のもと、市民、公共交通事業者、行政等すべての人が協力して積極的に取り組む必要があります。

本基本構想では、市民、公共交通事業者、行政等すべての人の協力のもと、高齢者、障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び周辺施設や経路の一体的な安全性、移動環境の連続性向上を積極的に促進させることをめざし、「だれもが安心・快適に移動できる交通環境づくり」を基本理念とします。

（２）基本的方針　　（基本理念を具体化するための事柄）

「だれもが安心･快適に移動できる交通環境づくり」という基本理念を実現するため、次のような基本的方針を掲げ、その実現をめざします。

すべての人同士が互いを思いやる心を育てる活動の充実・推進

本市において「だれもが安心・快適に移動できる交通環境」を実現するためには、物理的なバリアの解消だけでなく、まず市民一人ひとりが高齢者や身体障がい者等に対する理解を深め、積極的な介助や細かな配慮を行うことができるような「心」を育てることが不可欠と考えます。そのため、障がいを持つ人も持たない人も、そして高齢者から子どもまで、すべての人が互いを理解しあい、認めあい、困った時にはお互いに助けあうことのできる「互いを思いやる心」が大切であると考えます。

そこで、本市のバリアフリー化の推進において、市民団体が中心となって自発的な活動ができる環境づくりを進めるとともに、行政が中心となって歩行者の安全かつ快適な移動が確保されるよう、バリアフリー化への取り組みや実施状況等の広報に努めるとともに、市民や事業者などに対し、迷惑な駐車・駐輪や路上障害をなくすよう改善の呼びかけを行うなど、あらゆる面から積極的な協力を得られるよう啓発活動を推進します。

安心・快適な移動環境の実現に向けたバリアフリー化の計画的・段階的推進

本市において「だれもが安心・快適に移動できる交通環境」を実現するために、地域の実情や利用状況等、さらには近年の厳しい経済情勢等を考慮しつつ、限られた予算の範囲で最大限の効果を得ることをめざし、計画的・段階的なバリアフリー化を推進します。特にＪＲ駅とその周辺道路や駅前広場、信号機等は、以下の事項を中心に整合性を図りつつ、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進します。

○エレベーター等の昇降設備により垂直移動に対するバリアの解消を進め、すべての人が自力で通行できるルートを確保します。
○駅前広場は、周辺施設の整備状況や土地区画整理事業などの各種プロジェクトの進捗状況等を考慮し、利用しやすい施設の充実、整備に努めます。
○市内のバス系統については、地域特性や利用状況等を考慮し、低床バス車両導入の検討や運行路線の調整など運行システムの充実をめざします。
○急なこう配や段差、凸凹等を改善し、平坦で移動しやすい歩道の整備に努めます。
○視覚障害者誘導用ブロックの連続性に配慮した整備に努めます。
○歩行者の安全な道路横断を実現するため、歩道と車道の段差改善や、音響式信号機の設置等に努めます。
○快適に移動できるように、十分な照度が確保されるよう必要に応じて照明施設の充実、整備に努めます。
○市内に存在する踏切部は、安心して横断できるよう路面の段差や凸凹などの改善に努めます。

○歩行者の阻害要因となっている不法駐輪、路上駐車車両の撤去・規制に取り組みます。

○あらゆる人の利用が想定される市内の商業施設や病院など「特定建築物」の事業者に対し、「バリアフリー新法」や「広島県福祉のまちづくり条例」にもとづき、高齢者や障がい者が円滑に建築物を利用できる措置を進めるよう指導・啓発に努めます。

継続的に安心・快適な移動環境づくりを進めるための体制の確立

「だれもが安心・快適に移動できる交通環境」を実現できるよう、先の「すべての人同士が互いを思いやる心を育てる活動の充実・推進」、「安心・快適な交通環境の実現に向けたバリアフリー化の計画的・段階的推進」を継続的に推進し、バリアフリーに対する市民の意識や心の醸成、移動環境の充実を進めます。

本基本構想の適切な運用を進めていくための庁内体制の基、バリアフリーに対して寄せられる市民の声に引き続き柔軟かつ適切に応えていくことが必要と考えます。

また、本基本構想は、本市における継続的な安心・快適な交通環境づくりに向けて、社会・経済の情勢の変化や、地域のまちづくりやバリアフリーに対する取り組みなどの熟度を勘案しながら、必要に応じて見直しを進めます。

さらに、バリアフリー化は、本市の将来におけるまちづくりの重要な要素の一つであり、高齢者、障がい者等を含めた市民、公共交通事業者等の積極的な参加・協力により、目標や役割などを共有しながら推進する必要があります。

これからの安心・快適な交通環境づくりに向け、市民、公共交通事業者等が積極的に参加・協力できる機会を設け、そこで出されたバリアフリーに対する意見等を具体的な計画に反映させる体制の充実を引き続き図ります。